2018年10月11日
第17期 水俣学講義

終わることのできない水俣病の今

熊本学園大学水俣学研究センター
研究員
井上ゆかり

本日の概要

不知火海沿岸の漁師たちの
水俣病発生以前の暮らしを知ることは、
被害を捉えることにつながる

不知火海沿岸住民は、被害を訴えることすらままならない歴史のなかで生きてきた。このことが現在認定申請している人々に与える影響

「加害者」は明確になったが、「被害者」は未だ全貌が明らかになっていない

1954年の漁業と主な漁場、漁獲量

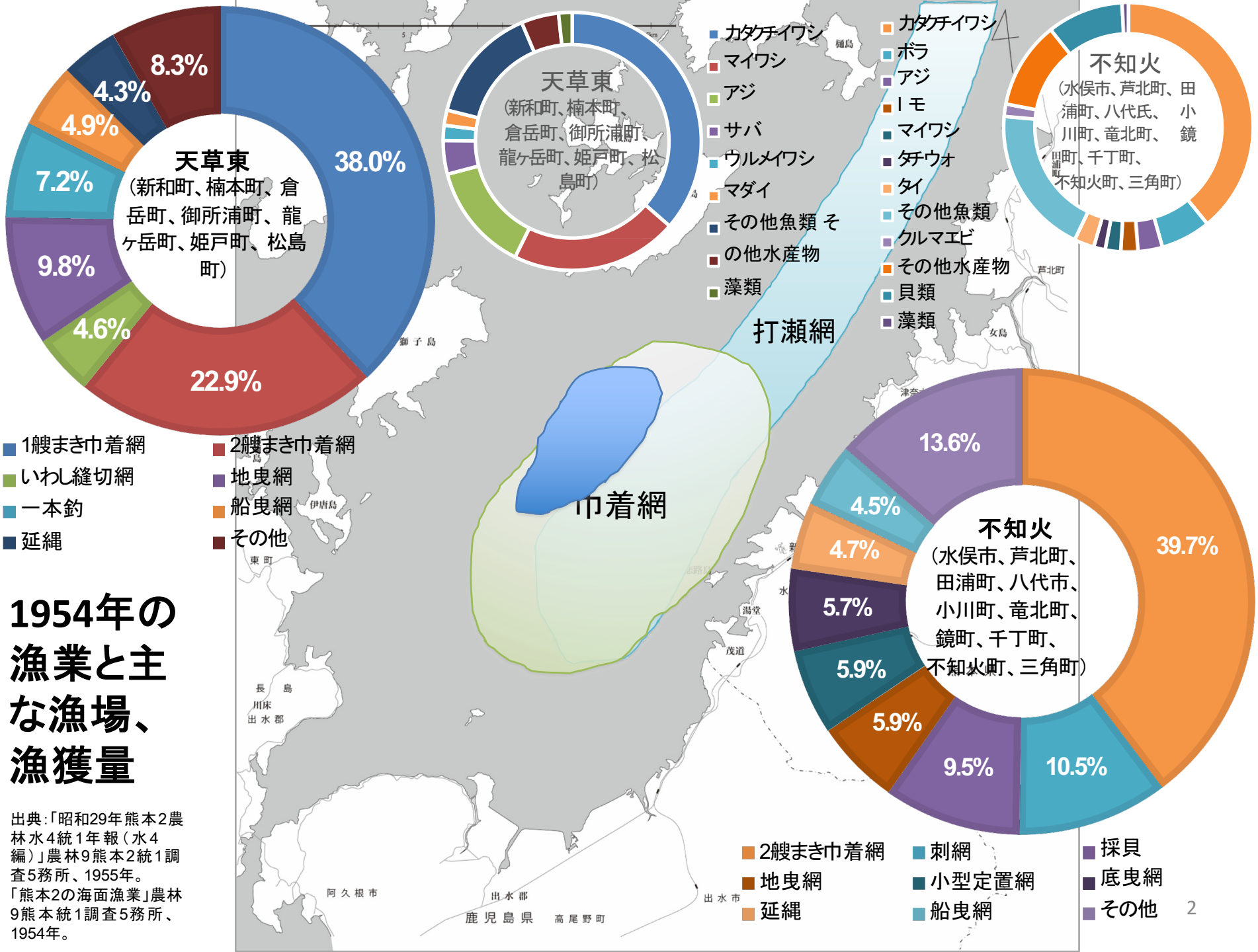

出典:「昭和29年熊本2農林水4統1年報（水4編）」農林9熊本2統1調査5務所、1955年。
「熊本2の海面漁業」農林9熊本統1調査5務所、1954年。

不知火海銀座といわしめた漁法
双手巾着網漁（もろてきんちゃくあみりょう）

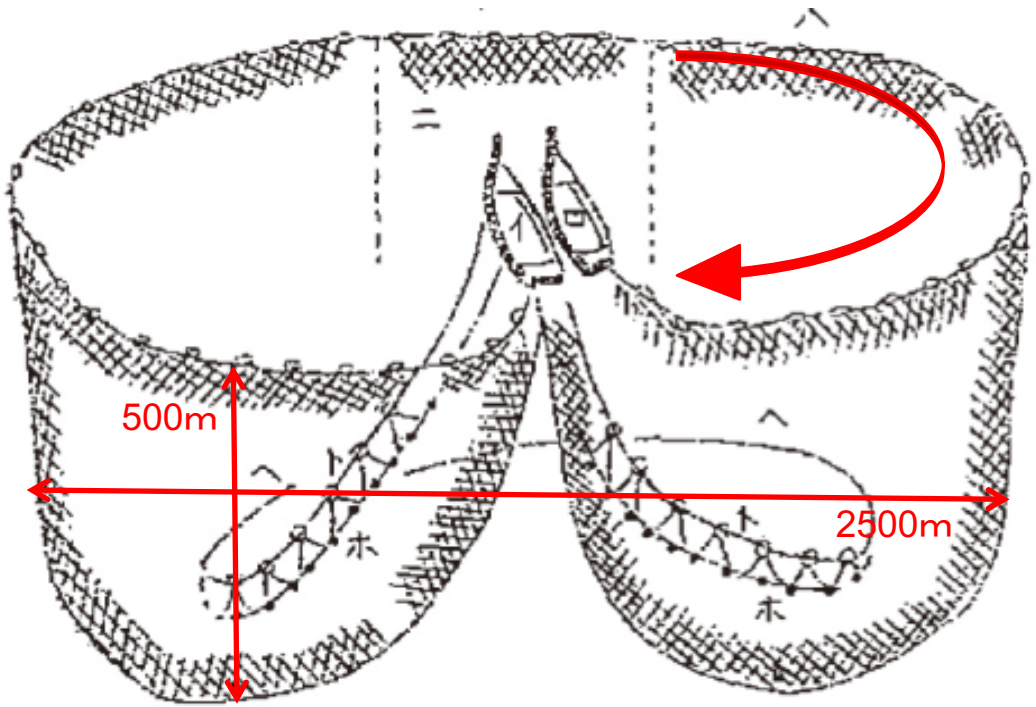

出典：農林省熊本統計調査事務所『熊本縣の海面漁業』1954年

小崎弥三網（1949年頃）

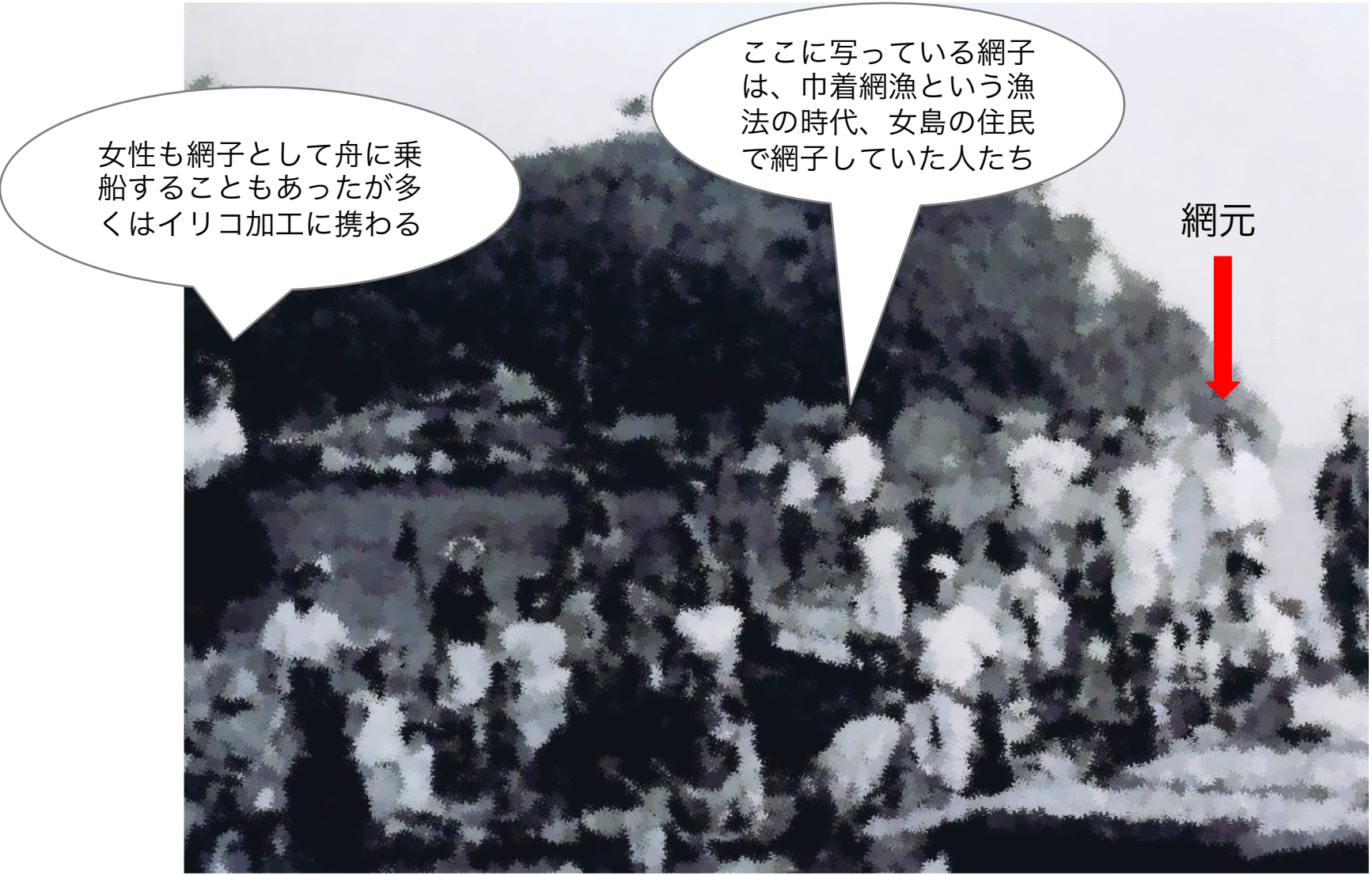

出典：松崎忠男さん提供

漁業組織は親族関係で形成されていた

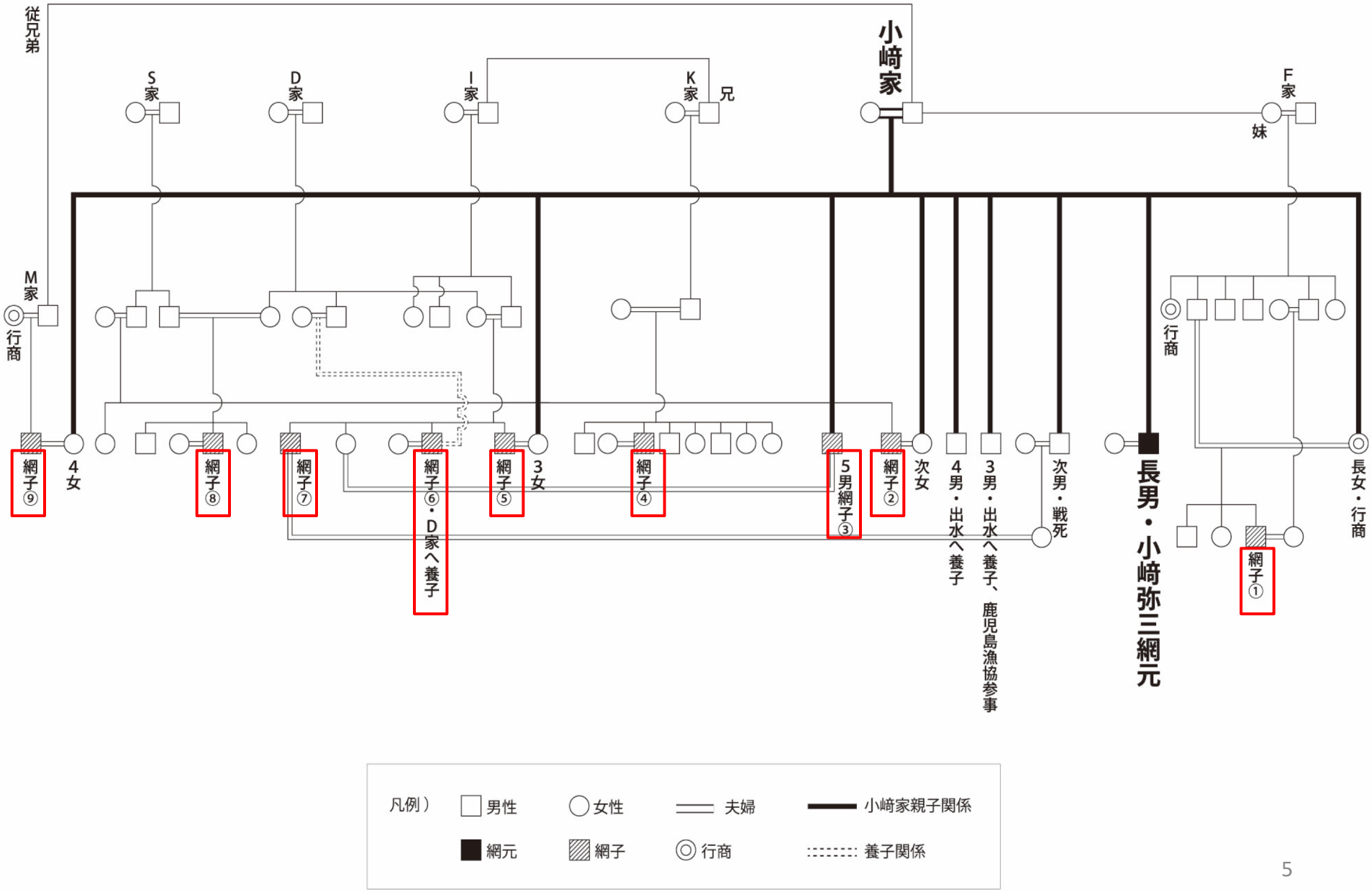

写真：2011年8月撮影

この桶で、船から魚をバラに移していた。
桶には海水が出やすいよう穴が空いている。

写真：2011年8月撮影

カタクチイワシを茹でる釜の前（1967年頃）

出典：岩本美智代さん提供

巾着網漁が盛んな頃（1963年頃）

出典：岩本美智代さん提供

家の前では網を干す（1959年頃）

出典：井川サツ子さん提供

行商（メゴイナイ）

出典：新日本窒素労働組合旧蔵資料

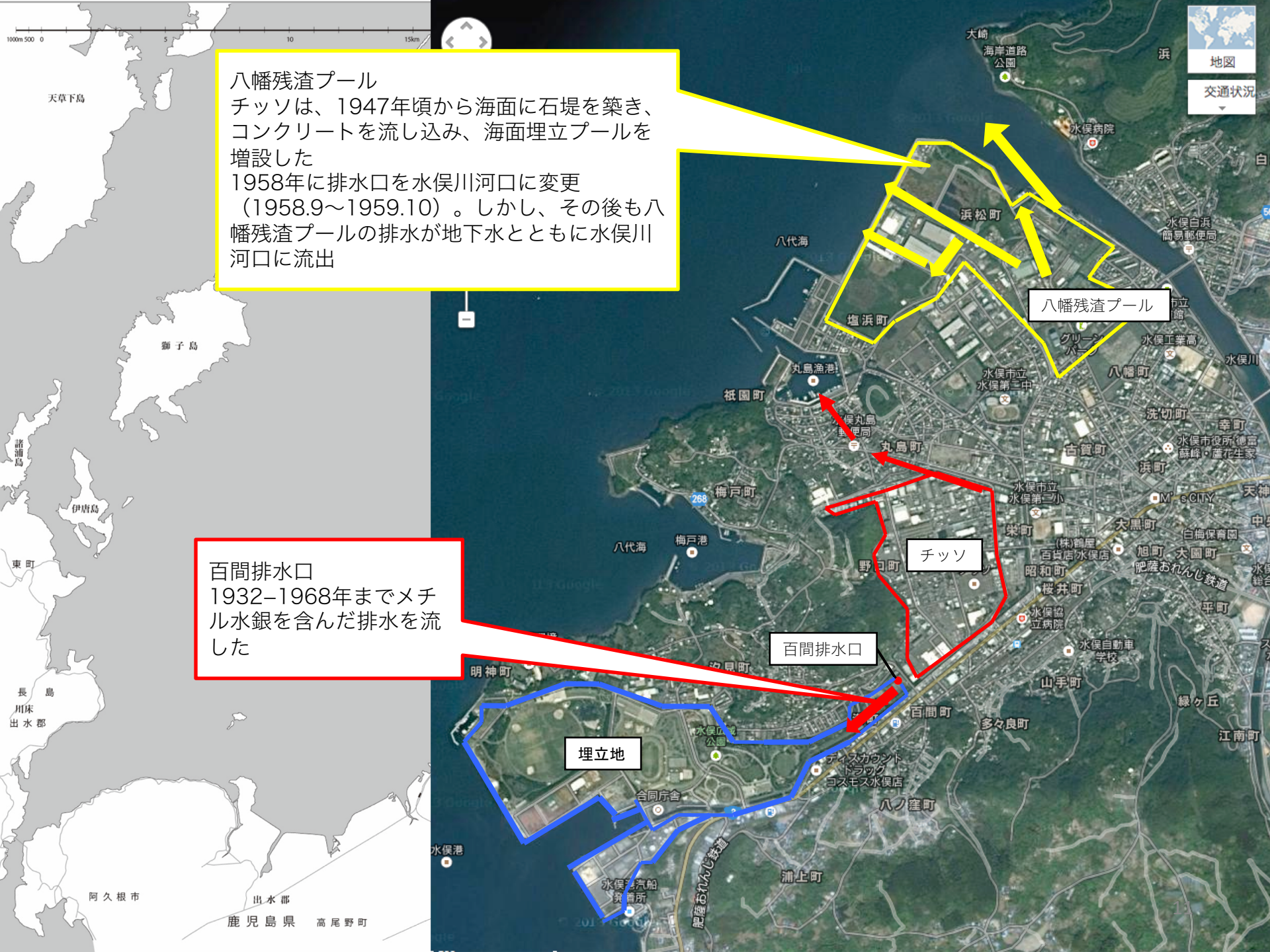
八幡残渣プール
チッソは、1947年頃から海面に石堤を築き、コンクリートを流し込み、海面埋立プールを増設した
1958年に排水口を水俣川河口に変更（1958.9～1959.10）。しかし、その後も八幡残渣プールの排水が地下水とともに水俣川河口に流出
百間排水口
1932–1968年までメチル水銀を含んだ排水を流した
八幡残渣プール
チッソ
百間排水口
埋立地
天草下島
獅子島
諸浦島
伊唐島
東町
長島
川床
出水郡
阿久根市
出水郡
鹿児島県
高尾野町
八代海
梅戸港
梅戸町
丸島漁港
丸島町
祇園町
塩浜町
浜松町
八幡町
古賀町
浜町
栄町
大黒町
昭和町
桜井町
野口町
明神町
泊見町
百間町
多々良町
山手町
八ノ窪町
浦上町
水俣港
合同庁舎
ディスカウントドラッグコスモス水俣店
水俣市立水俣第二中
水俣市立水俣第二小
水俣病院
水俣工業高
水俣川
水俣市役所
水俣自動車学校
水俣協立病院
肥薩おれんじ鉄道
大崎
海岸道路公園
地図
交通状況

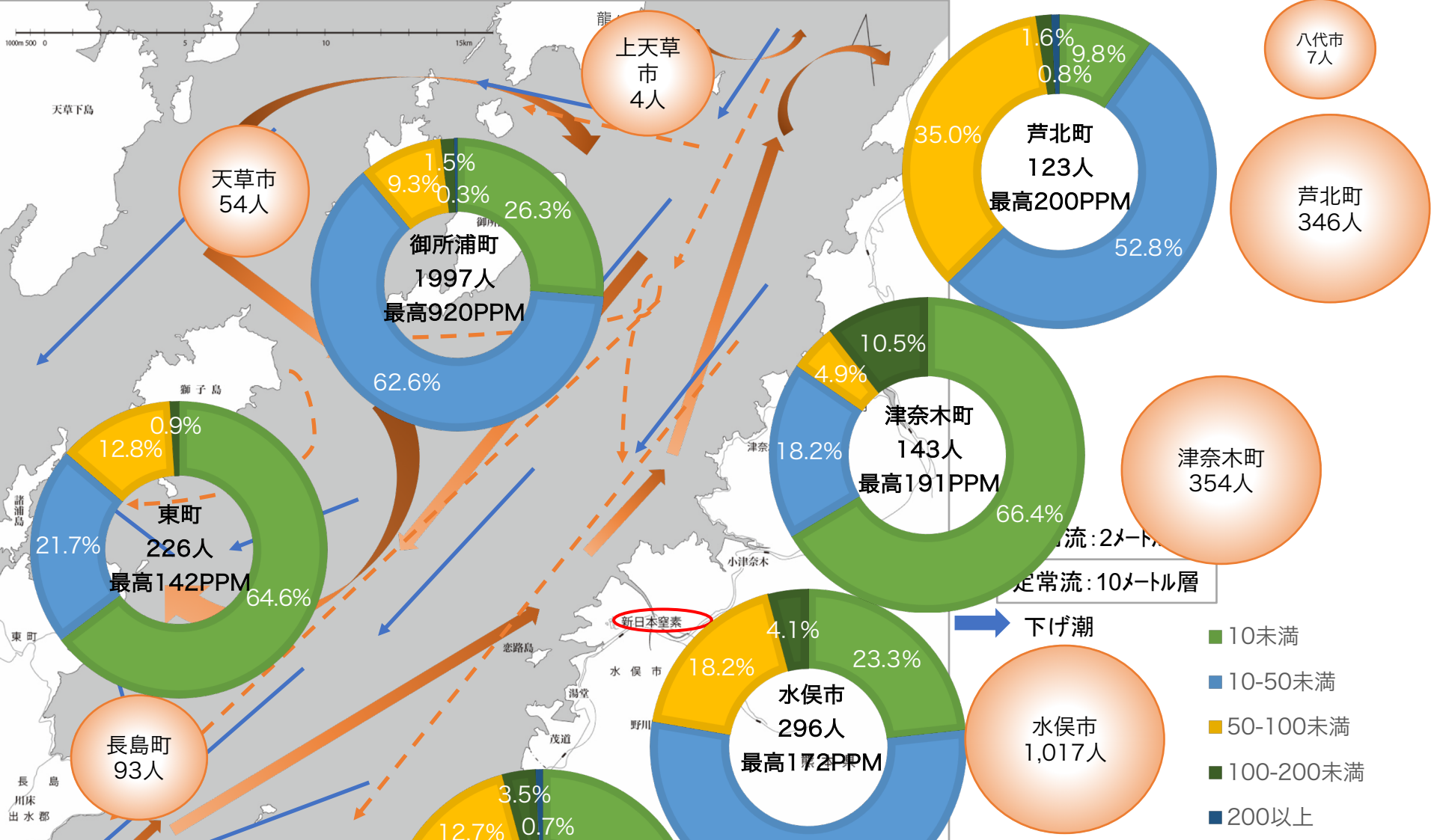

出典：「水俣病に関する毛髪中の水銀量の調査第1-3報」『熊本県衛生研究所報』熊本県衛生公害研究所、1961年度、1962年度、1963年度。

オレンジ丸内は、公健法上の認定患者数で、2015年12月末時点の数。

出典：「水俣病と認定された方々の地域分布」水俣市立水俣病資料館、2015年。

「日本九州西岸八代海1:50000」海上保安庁、1988年9月16日の地図に記載

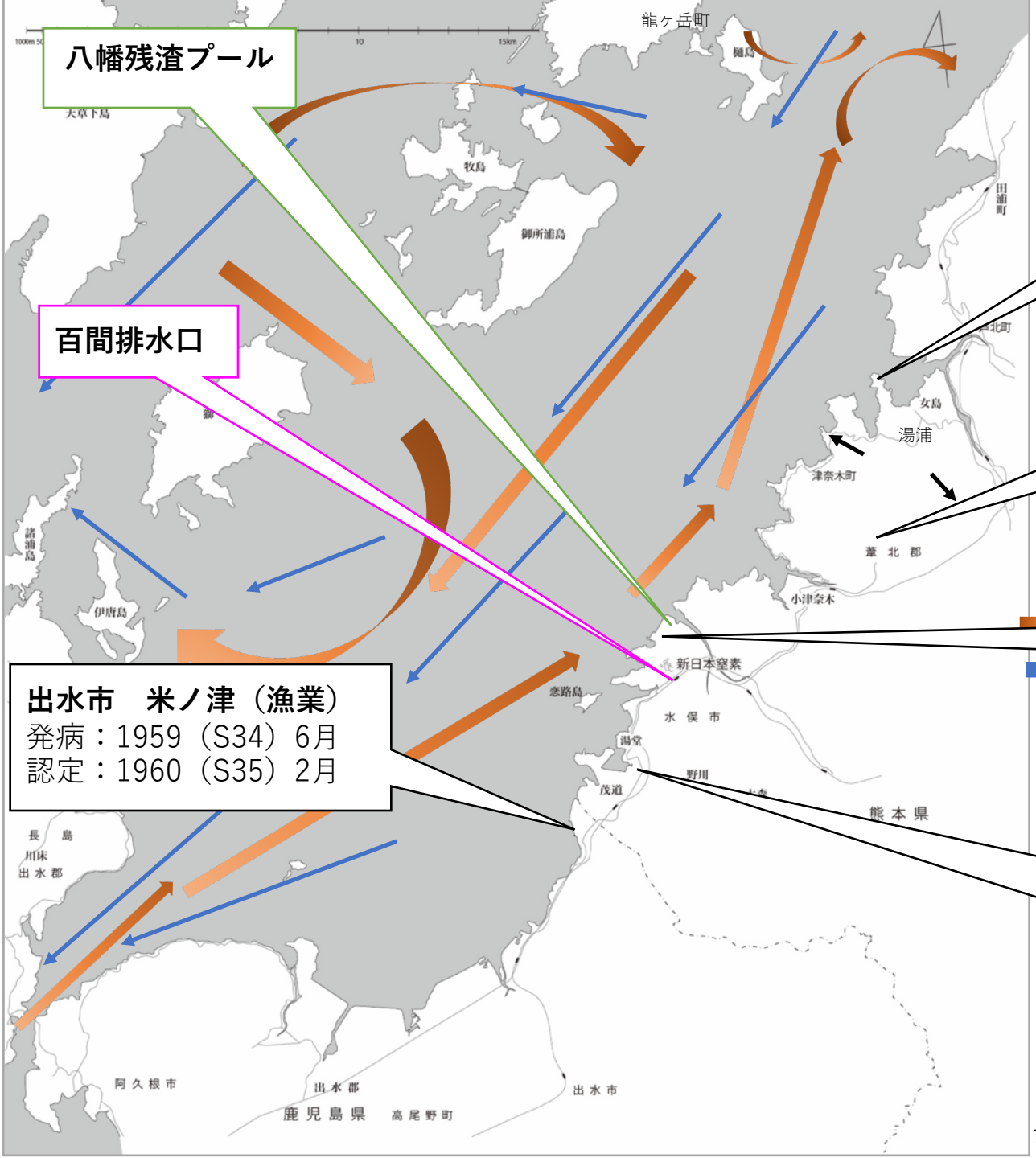

芦北町　女島（漁業）
発病：1959（S34）9月
認定：1959（S34)12月

現芦北町　津奈木町（漁業）
発病：1959（S34）9月
認定：1959（S34）9月

水俣市　八幡（漁業）
発病：1959（S34）3月
認定：1959（S34）3月

下げ潮

出水市　米ノ津（漁業）
発病：1959（S34）6月
認定：1960（S35）2月

水俣市　出月
（大工の孫5歳）
発病：1953（S28）12月
認定：1956（S31）12月

「日本九州西岸八代海1:50000」海上保安庁、1988年9月16日の地図に記載

水俣市鮮魚小売商組合

1959年6月14日
新聞折り込み

1959年6月20日
市内パレード

1959年7月30日
朝市場において水俣漁師の魚は絶対に買わない様にと全員一致を見、実行

1959年8月　1日
臨時総会にて、水俣漁業者の魚を買わないとする**「不買宣言」**を決議

1959年8月　6日
水俣市役所とチッソへデモ

魚をとっても売れない状態
↓
とたんに生活が困窮

出典：「活動日誌」『水俣病事件資料集』上巻、pp.189-192
写真：1960年2月「張り紙」熊本日日新聞社『報道写真集　水俣病50年』2006年。

「オール水俣」での**水俣病絶滅**促進・**チッソ再建**運動

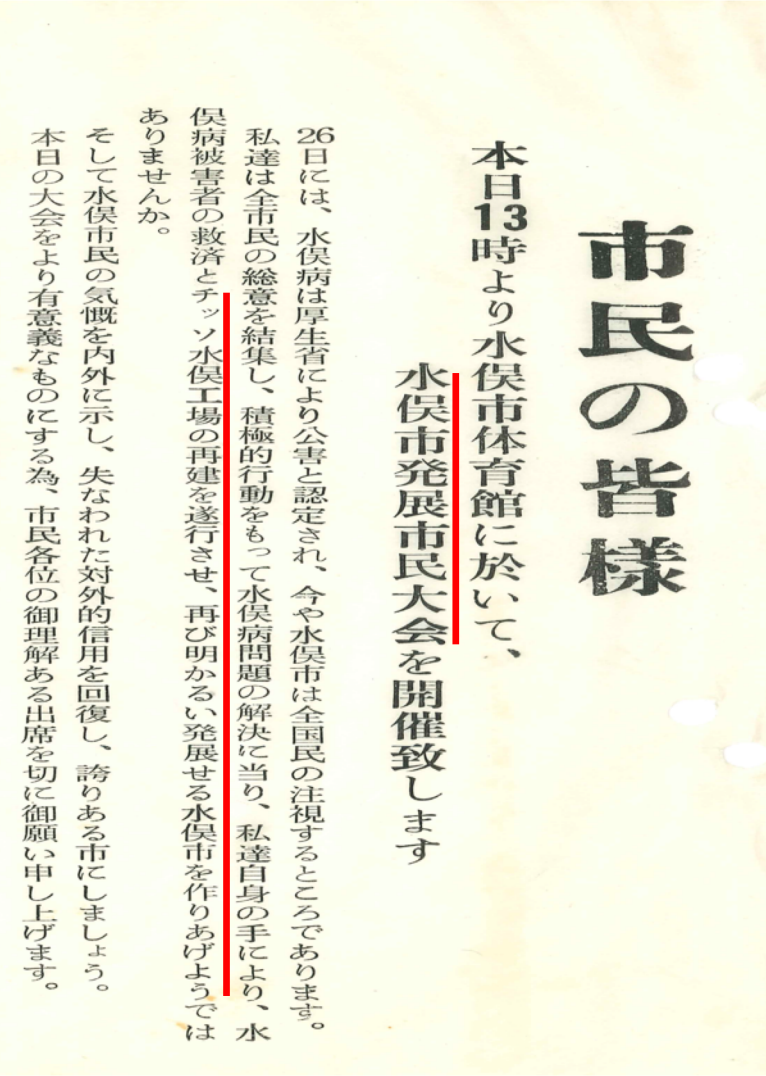

市民の皆様

本日13時より水俣市体育館に於いて、

水俣市発展市民大会を開催致します

26日には、水俣病は厚生省により公害と認定され、今や水俣市は全国民の注視するところであります。

私達は全市民の総意を結集し、積極的行動をもって水俣病問題の解決に当り、私達自身の手により、水俣病被害者の救済とチッソ水俣工場の再建を遂行させ、再び明かるい発展せる水俣市を作りあげようではありませんか。

そして水俣市民の気慨を内外に示し、失なわれた対外的信用を回復し、誇りある市にしましょう。

本日の大会をより有意義なものにする為、市民各位の御理解ある出席を切に御願い申し上げます。

出典：1968年9月「水俣市発展市民大会開催のお知らせ」熊本学園大学水俣学研究センター所蔵資料、新日窒労組旧蔵資料

備考：発起人には、医師会・商工会議所・建設業組合・農協・観光協会・青年団など名が連ねてある

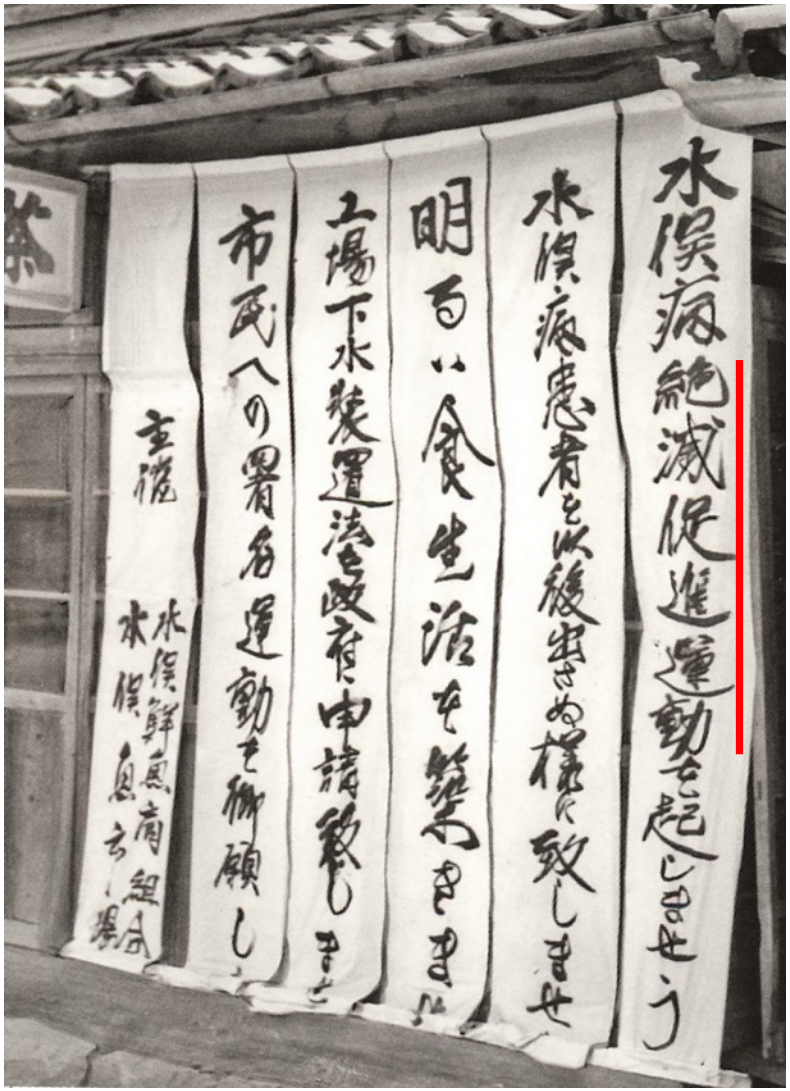

出典：1959年7月「水俣市内にはられたスローガン」熊日『報道写真集　水俣病50年』2006年。

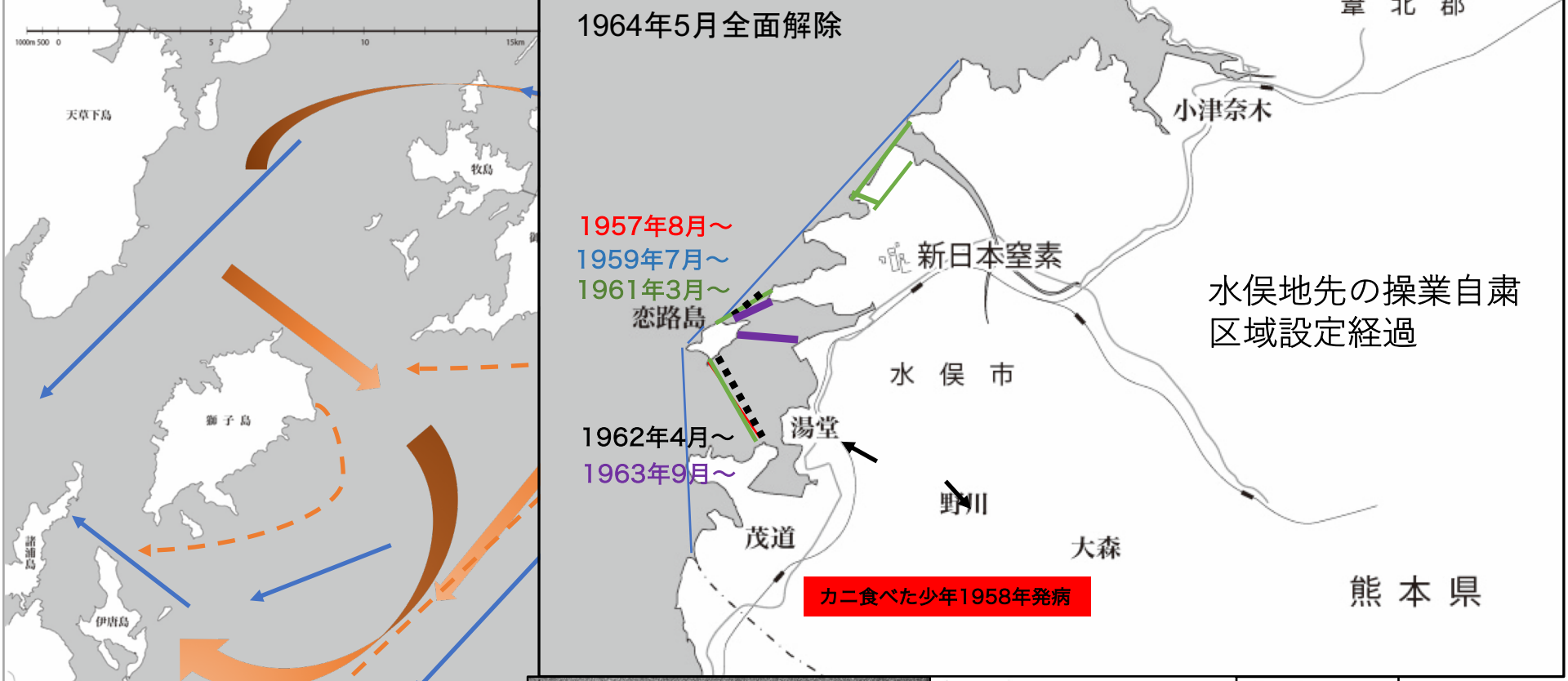

昭和32年(1957年) 5月12日 (日曜日) (10)

熊本版

恐るべきサカナとり 水俣寄病

危険は覚悟のうえ 地元
漁獲禁止は出来ぬ 県側
知らぬ顔をやめる 大学

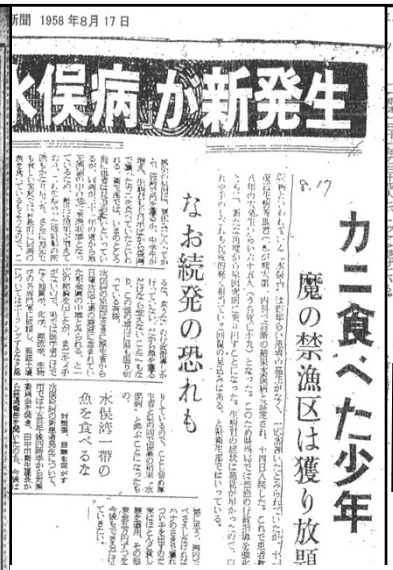

新聞 1958年8月17日

水俣病が新発生

カニ食べた少年

魔の禁漁区は獲り放題

なお続発の恐れも

水俣湾一帯の魚を食べるな

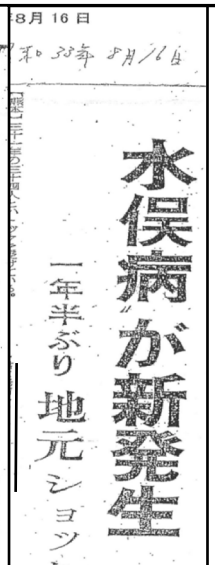

8月16日

水俣病"が新発生

一年半ぶり 地元ショッ

出典：1957年5月12日、毎日新聞熊本版、10面

水俣湾にたてられていた看板（1975年9月）

出典：原田正純先生提供（北岡秀郎さん撮影「1975年水俣湾にたてられていた看板」）

白の看板は、水俣湾内10カ所に設置された。**基準を超えた汚染魚がいるため**だが、公式確認され20年を経ての遅すぎる措置だった。

被害拡大の責任はどこにある？

1957年	3月	**水俣保健所長**の実験で**水俣湾の魚**を投与したネコが発病
	7月	熊本県が食品衛生法（食品の販売目的の採取、加工を禁じる法）を適用し、水俣湾の漁獲を禁止する方針を決定。厚生省に適用の可否を照会
	9月	厚生省、食品衛生法の不適用を決定
1959年	7月	熊大研究班、水俣湾の魚介類によって 引き起こされる神経疾患であり、汚染毒物として水銀が極めて注目されると発表
	10月	**チッソ附属病院**ネコ実験で発症　**排水**で発症
	11月	厚生省食品衛生調査会水俣食中毒部会、水俣湾およびその周辺の魚介類によって引き起こされる中毒性疾患と答申
	12月	チッソ、サイクレーター（排水浄化装置）設置。有機水銀説が打ち出される前の4月に発注されたこの装置は、有機水銀除去を目的としたものではなかった
1968年	9月	政府が「熊本水俣病は新日窒水俣工場アセトアルデヒド酢酸設備内で生成されたメチル水銀化合物が原因」とする

政府は、翌日に解散させる

5月チッソはアセトアルデヒド製造中止

水俣病刑事事件　1988年2月29日

出典：1979年3月22

出典：1982年9月6日「熊

出典：1988年3月2日「熊本日日新聞」朝刊、2面

被告：元チッソ社長・元チッソ水俣工場長

1976.5.4：提訴
1979.3.22：一審判決
1982.9.6：二審判決
　　控訴棄却(被告上告)
1988.2.29:上告棄却

チッソの刑事責任が確定

患者６人を死亡、1人に傷害を与えたとして、業務上過失致死傷害罪で起訴

水俣病関西訴訟最高裁判決　2004年10月

水俣病 国、県に責任

関西訴訟 原告側が勝訴

最高裁 初判断

規制怠り被害拡大

未認定37人に7150万円賠償

水俣病関西訴訟の判決骨子

国は1959年12月末には、チッソの工場排水についてはかつての規制権限を行使すべきだった

国が60年1月以降、規制権限を行使せず被害を拡大させたのは、著しく合理性を欠き違法

熊本県も国と同様の認識を持ち、条例制定等の規制権限を行使する義務があった

国と県には、患者37人分の約7150万円の賠償責任がある

59年12月末以前に転居した患者3人については、国、県の違法な不作為と被害の因果関係を認められない

出典：2004年10月16日「熊本日日新聞」朝刊、1面

【判決理由の骨子】

▽国と熊本県は、1959年11月末の時点で、水俣病の原因物質が有機水銀化合物であり、排出源がチッソ水俣工場だと高い確率で認識し得る状況にあった

▽1959年12月末には水質2法などに基づく規制権限を行使して被害拡大を防ぐことができたが、60年1月以降もその権限を行使しなかったのは違法で、**国と県は賠償責任を負う**

水俣病認定申請はいつから始まったか

1969（昭和44）年12月施行

公害に係わる健康被害の救済に関する特別措置法（旧法「救済法」）

「被害者が原因者から損害賠償を受けるまでの応急的な行政上の特別措置であり、社会補償的性格をもつ」

（熊本県水俣病相談事務所『水俣病問答集』平成7年pp.5-6）

給付内容：

医療費（自己負担分）、医療手当、介護手当

1974（昭和49）年9月施行

公害健康被害の補償等に関する法律（新法「公健法」）

「民事責任を踏まえ、公害による損害を補償するという性格」

（熊本県水俣病相談事務所『水俣病問答集』平成7年pp.5-6）

給付内容：

①補償給付･･･医療費、障害補償費、遺族補償費、遺族補償一時金、児童補償手当、療養手当、葬祭料

②保健福祉事業･･･リハビリテーション、転地療養、療養用具の支給など

熊本県の水俣病認定申請の流れ

水俣病認定申請

- 認定申請書、住民票、診断書を熊本県公害保健課または関係市町村に提出
- 指定地域以外の人は、居住歴申立書も提出
  ※申請するかは本人が決めなければならない

認定申請書の受理通知

- 受理番号は、熊本県の環境生活部水俣病審査課から届く

疫学調査

- 熊本県審査課の職員2名が申請者の自宅を訪問
- 生活歴、自覚症状、症状の経過、既往歴、魚貝類の摂取状況、家族の状況などを聞き取る

予診：眼科、耳鼻科受診

- 熊本県の場合は、水俣市立総合医療センターにある検診センターで検診
- 事前に県から日程調整の連絡あるが、どれくらいの期間で受診できるか不明
- 眼科、耳鼻科の医療機器を使用した予備検査は、県の看護師が行う

本診：神経内科、眼科、耳鼻科受診

- 熊本県の場合は、水俣市立総合医療センターで検診
- 事前に県から日程調整の連絡あるが、どれくらいの期間で受診できるか不明
- 専門の医師が検診する（それぞれ1回）
- 検尿（タンパク、糖）、レントゲン検査（首・腰）

認定審査会の審査

- 県公害健康被害認定審査会によって審査される
- 審査会の委員は、熊本県の場合、全て医師で構成されている。現在19人で構成されている（任期は2年）

知事の判断

- 認定審査会の審査結果を受けて、知事が水俣病として認定するか否かの判断

水俣病認定申請者治療研究事業
治研手帳

出典：熊本県水俣病相談事務所『水俣病問答集』1995年。熊本県水俣病認定審査課への聞き取りから作成

公健法が定める水俣病の認定基準

成人の場合（52年判断）

● 疫学条件

ア.　汚染当時の毛髪、臍帯などの濃度

イ.　魚貝類の摂取状況

ウ.　居住歴、家族歴、職業歴

エ.　発病の時期、経過

近年、同居家族内に水俣病の認定患者がいる　こと

● 臨床症候

四肢末梢優位の感覚障害＋

ア.　運動失調

イ.　運動失調疑い＋平衡機能障害または両視野狭窄

ウ.　視野狭窄＋聴力障害など

エ.　運動失調疑い＋その他の症候の組み合わせがあることから有機水銀の影響と判断できるもの

小児の場合

● 疫学条件

汚染時期に汚染地域に居住し、

ア.　母の妊娠中の毛髪水銀50ppm超
　　母が水俣病に罹患している

イ.　臍帯メチル水銀1ppm超など当該児に濃厚な汚染があったと認められる

● 臨床症候

他に原因を求めがたい脳障害あり、

ア.　知能障害、運動障害を前景とする種々の程度の神経障害がある

イ.　後天性水俣病の症候の組み合わせある。だだし、感覚障害は認められないことがあり得る。

出典）日本弁護士連合会公害対策委員会『水俣よみがえれ-水俣病実態調査報告書-』1983年

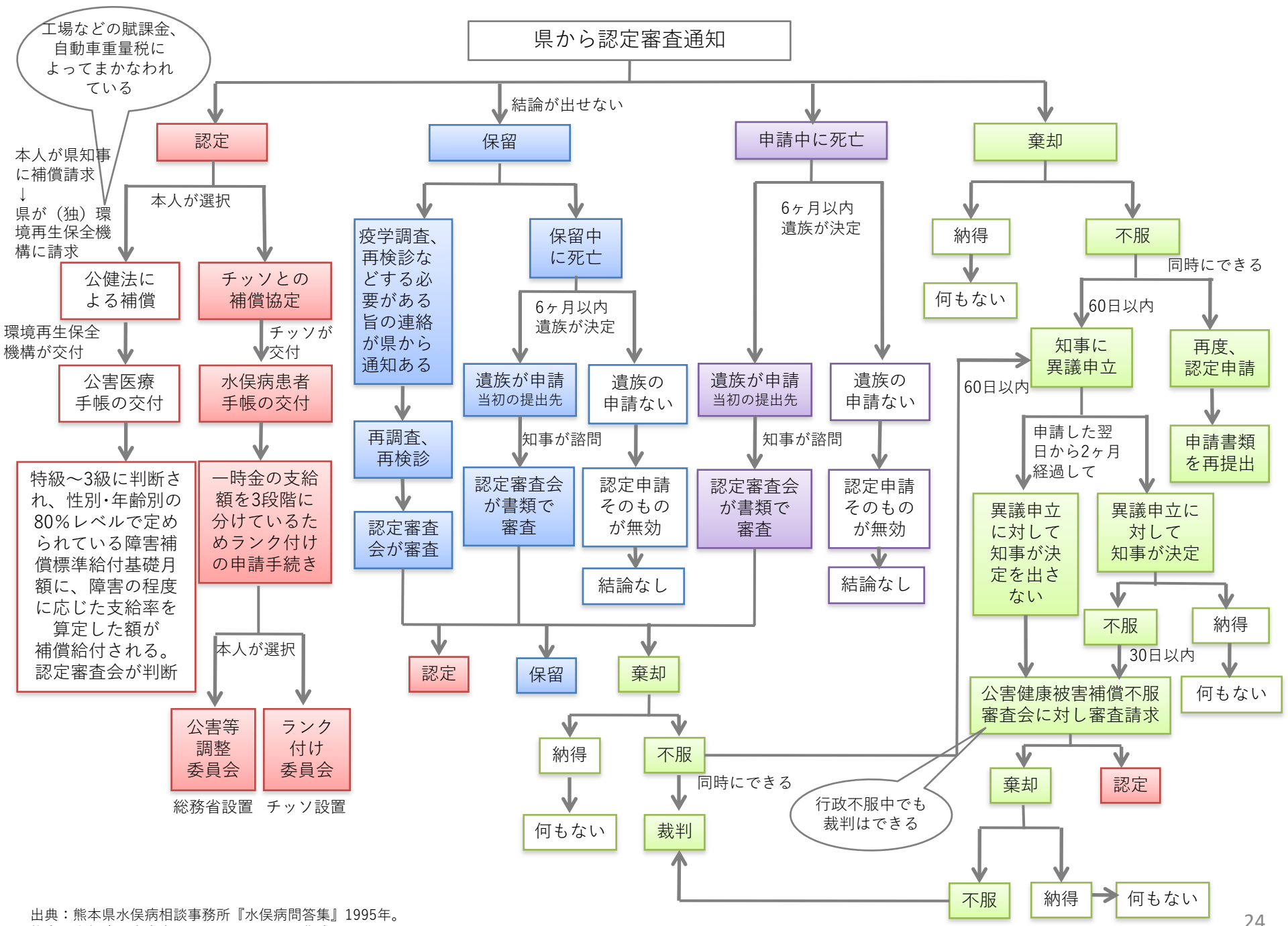

出典：熊本県水俣病相談事務所『水俣病問答集』1995年。
熊本県水俣病認定審査課への聞き取りから作成

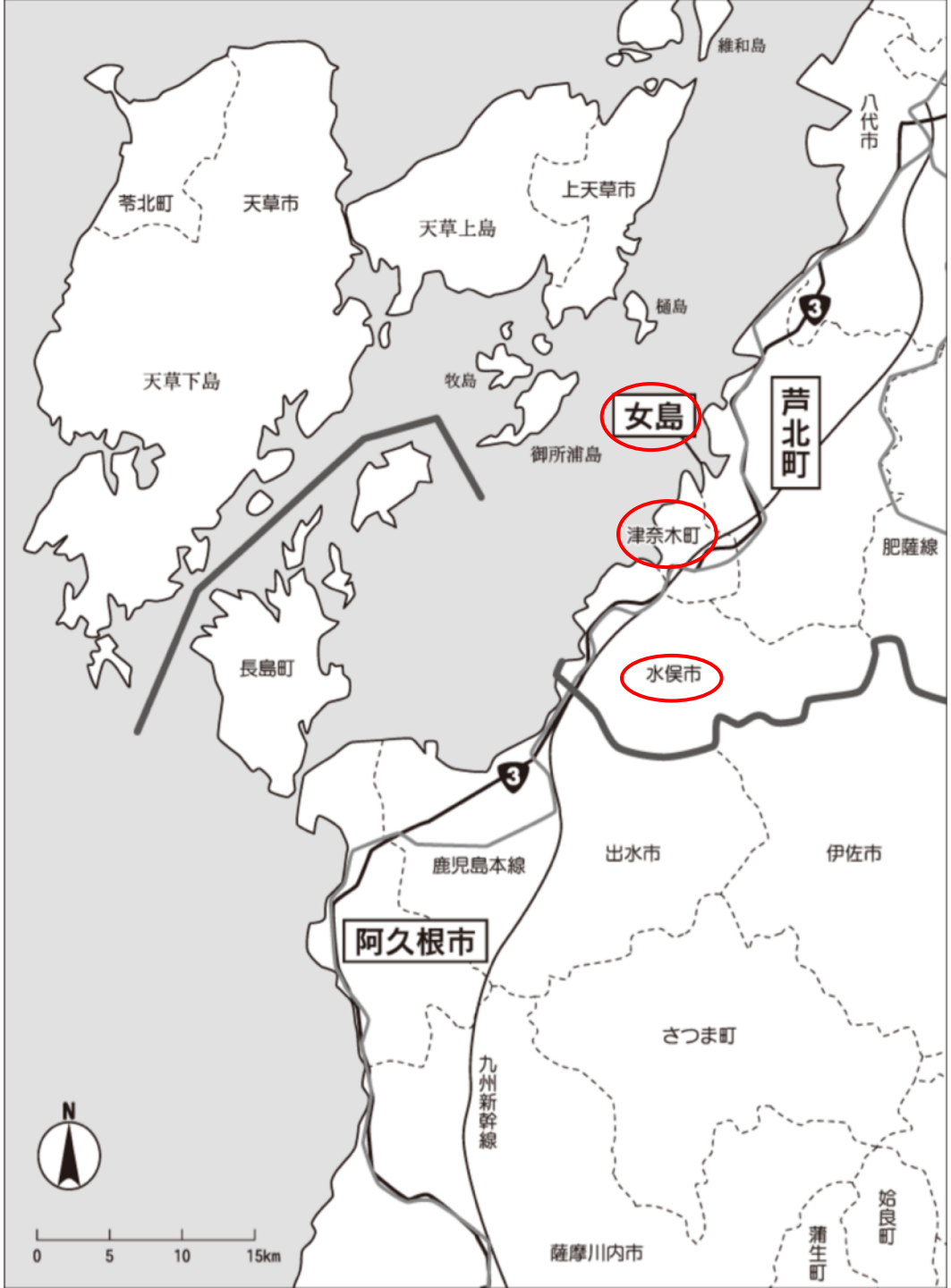
維和島
八代市
苓北町
天草市
上天草市
天草上島
樋島
天草下島
牧島
女島
芦北町
御所浦島
津奈木町
肥薩線
長島町
水俣市
出水市
伊佐市
鹿児島本線
阿久根市
さつま町
九州新幹線
姶良町
蒲生町
薩摩川内市
N
0
5
10
15km

芦北町女島の水俣病被害状況

・点線の地域を調査

・36世帯をマッピング

赤：4親等以内に認定患者がいる世帯

青：認定患者いないが何らかの有機水銀の影響ある人がいる世帯

出典：熊本県芦北町：芦北町基本図13・17.2005、認定患者名簿、聞き取りより作成

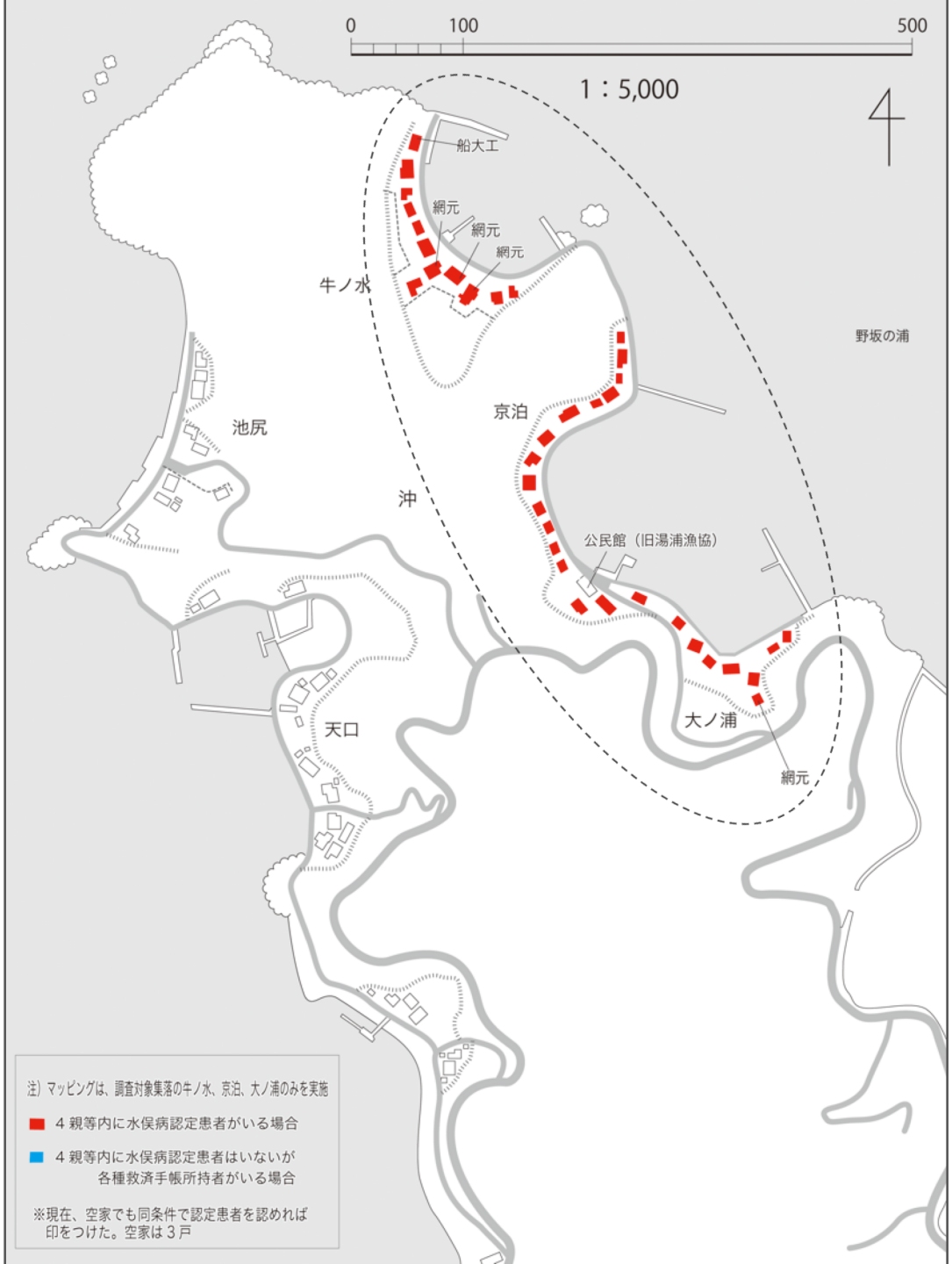

津奈木町の
水俣病被害状況

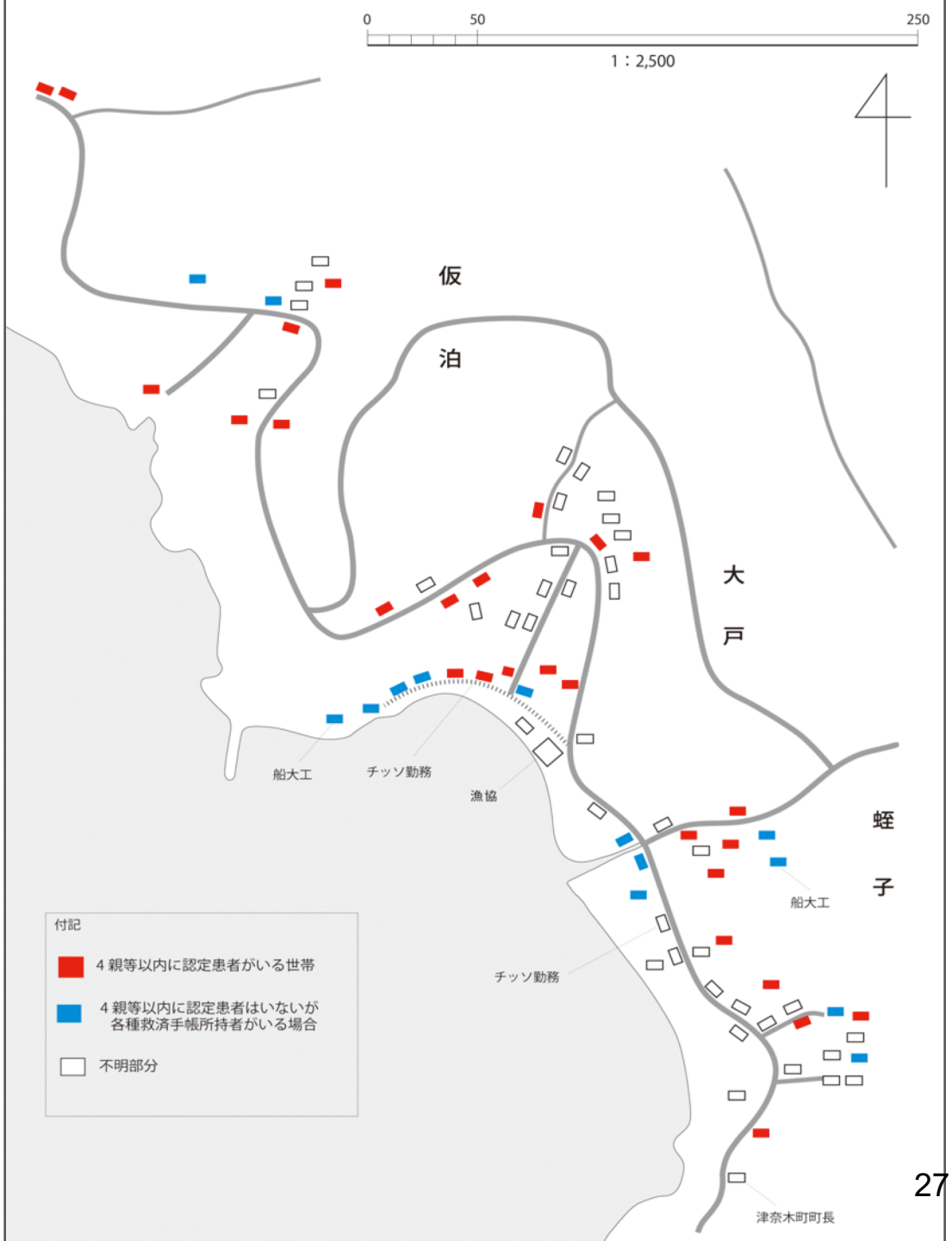

出典：『水俣・津奈木住宅地図』中央出版社、30ｐ、
認定患者名簿、聞き取りより作成

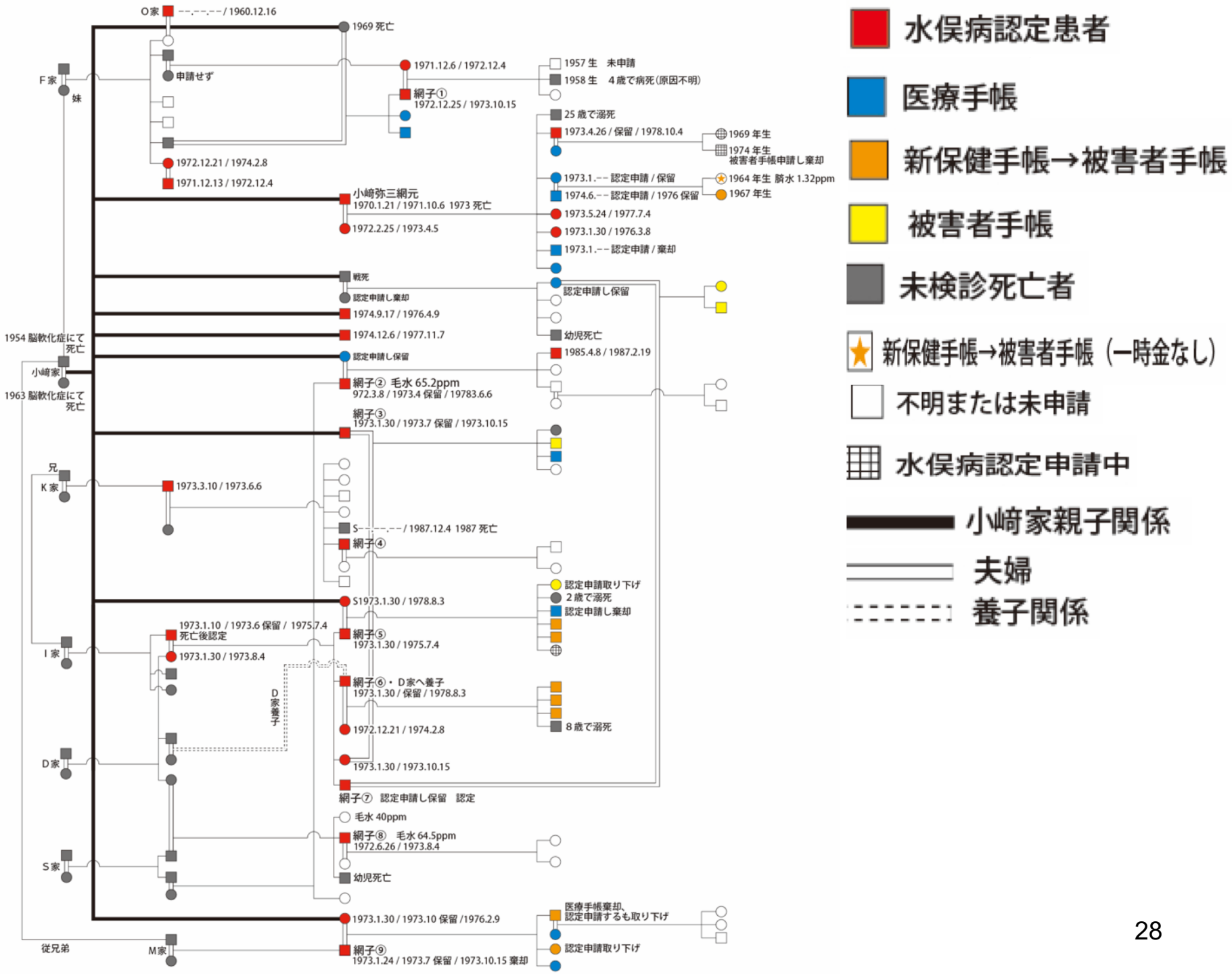
O家 --.--.-- / 1960.12.16
1969 死亡
申請せず
F家
妹
1971.12.6 / 1972.12.4
網子①
1972.12.25 / 1973.10.15
1957 生　未申請
1958 生　4歳で病死(原因不明)
25 歳で溺死
1973.4.26 / 保留 / 1978.10.4
1969 年生
1974 年生
被害者手帳申請し棄却
1972.12.21 / 1974.2.8
1971.12.13 / 1972.12.4
1973.1.-- 認定申請 / 保留
1964 年生 腑水 1.32ppm
1974.6.-- 認定申請 / 1976 保留
1967 年生
小崎弥三網元
1970.1.21 / 1971.10.6 1973 死亡
1973.5.24 / 1977.7.4
1972.2.25 / 1973.4.5
1973.1.30 / 1976.3.8
1973.1.-- 認定申請 / 棄却
戦死
認定申請し棄却
認定申請し保留
1974.9.17 / 1976.4.9
1974.12.6 / 1977.11.7
幼児死亡
1954 脳軟化症にて死亡
認定申請し保留
1985.4.8 / 1987.2.19
小崎家
網子② 毛水 65.2ppm
972.3.8 / 1973.4 保留 / 19783.6.6
1963 脳軟化症にて死亡
網子③
1973.1.30 / 1973.7 保留 / 1973.10.15
兄
K家
1973.3.10 / 1973.6.6
S--.--.-- / 1987.12.4 1987 死亡
網子④
認定申請取り下げ
S1973.1.30 / 1978.8.3
2 歳で溺死
認定申請し棄却
1973.1.10 / 1973.6 保留 / 1975.7.4
死亡後認定
網子⑤
1973.1.30 / 1975.7.4
I家
1973.1.30 / 1973.8.4
網子⑥・D家へ養子
1973.1.30 / 保留 / 1978.8.3
D家養子
8 歳で溺死
1972.12.21 / 1974.2.8
D家
1973.1.30 / 1973.10.15
網子⑦　認定申請し保留　認定
毛水 40ppm
網子⑧　毛水 64.5ppm
1972.6.26 / 1973.8.4
S家
幼児死亡
1973.1.30 / 1973.10 保留 /1976.2.9
医療手帳棄却、
認定申請するも取り下げ
従兄弟
M家
網子⑨
1973.1.24 / 1973.7 保留 / 1973.10.15 棄却
認定申請取り下げ
水俣病認定患者
医療手帳
新保健手帳→被害者手帳
被害者手帳
未検診死亡者
新保健手帳→被害者手帳（一時金なし）
不明または未申請
水俣病認定申請中
小崎家親子関係
夫婦
養子関係

女島における毛髪、臍帯結果と補償救済状況

注記）表中の「臍帯」「藤木」は、原田正純が1960年から藤木素士（現熊本県環境センター所長）に測定依頼した値を示す。また表中の「臍帯」「赤木」は、原田正純と熊本学園大学水俣学研究センターが赤木洋勝（水銀ラボ）に測定依頼した値を示す。

患者番号の「○」は2011-2012年調査で医学的な調査をしている方を示し、「△」は1976年不知火総合調査団が医学的な調査を行った方を示す。

「生年」の括弧内の年齢は熊本県衛生所が行った調査時の年齢を示す。
「毛髪検査成績書（松島ノート）」には測定時年齢の記載のみであるため測定時年齢から生年を計算した。水銀値はいずれもメチル水銀値（ppm）である。

表中背景の青は毛髪水銀値50ppm以上で認定されていない方、黄は認定申請し棄却または保留だった方が第2回行政不服審査請求で認定された方、緑は認定申請中に余命短いとされ被害者手帳申請をして取得された方、オレンジは臍帯水銀値1ppm以上あるが一時金なしの被害者手帳を取得された方を示す。

出典）患者番号1～10の毛髪水銀値は、緒方正実『孤闘–正直に生きる』創想舎、2009年より抜粋
表中の「毛髪」は熊本県衛生部「毛髪検査成績書（松島ノート）」宮澤信雄旧蔵資料、1963年より抜粋。「藤木」「赤木」の臍帯水銀値は、「不知火海沿岸住民の保存臍帯のメチル水銀値」『水俣学研究』創刊号、2009年、pp.151-167から抜粋。

番号	生年	毛髪値	臍帯値		補償救済状況	巾着網時代の漁業状況
		松島	藤木	赤木		
1	1913	20			未申請　病死	夫は網元
2	1935（25歳）	76.6			認定申請準備中に病死	父は網元
3	1938（22歳）	45.3			未申請　病死	父は巾着網網元
△4	1953（6歳）	182			認定申請取り下げ	父は網元
5	1950（10歳）	91.5			医療手帳	父は網元
6	1952（8歳）	62			医療手帳	父は網元
7	1935（25歳）	71.2			認定患者	義父は網元、夫は網子
8	1955（4歳）	224.3			医療手帳	祖父は網元、父は網子
9	1957（2歳）	226			認定患者（第2回行政不服採決）	祖父は網元、父は網子
10	1959（3ヶ月）	33.5			認定患者（胎児性）	祖父は網元、父は網子
11	1928（32歳）	19			認定患者	長男、次男は網子
△12	1937（24歳）	32.8			医療手帳	網子
13	1904（56歳）	139.4			認定患者	巾着網網元
14	1909（51歳）	20.5			認定患者	夫は網元
15	1938（22歳）	41			医療手帳	父は網元
16	1930（30歳）	63			認定患者	父は網元
17	1929（31歳）	65			未申請　病死	父は網元
18	1972		0.15		未申請	父は網元
19	1967		0.27		被害者手帳	父は網元
20	1971		0.25		未申請	父は網元
21	1916（44歳）	65.2			認定患者	網子
22	1922（38歳）	64.5			認定患者	網子
23	1931（29歳）	40			未申請　病死	網子
24	1961		0.49		未申請	父は船大工、網子
25	1962		0.28		未申請	父は船大工、網子
26	1960			0.28	被害者手帳	父は網子
27	1962			0.38	未申請	父は網子
28	1964			0.23	未申請	父は網子
29	1967			0.62	未申請	父は網子
△30	1916（44歳）	30.5			病死	網子
31	1967			0.85	被害者手帳	父は網子
32	1971			0.15	被害者手帳非該当	祖父、父は網子
33	1973			0.12	未申請	祖父、父は網子
34	1964			1.32	被害者手帳（一時金なし）	父は網子

今なお続く差別

水俣市立水俣病資料館の語り部の会会長（56歳）の自宅に差別電話。

会長は、2007年3月に水俣病認定。認定されるのに10年かかった。

「被害者のふりをして」

「いつまであんたどま騒ぐとか」

16版　2014年(平成26年)6月8日　日曜日　西日本

「水俣語り部に差別電話」

会長宅「金欲しいのか」

水俣病認定患者で熊本県水俣市立水俣病資料館「語り部の会」会長(56)の自宅に5月、「そんなに金が欲しいのか。（水俣病の）被害者のふりをして。もうやめんか」などと中傷する電話が計3回かかっていたことが7日、分かった。会長は「根深い水俣病への差別や偏見が現在もある。全ての被害者に対する侮辱行為で、行政は人権問題として啓発に力を注ぐべきだ」と訴えている。

会長によると、電話があったのは、水俣病犠牲者慰霊式が同市で開かれた5月1日。午後9時前、テレビで慰霊式に出席した会長の姿が放送された直後に電話が鳴り、会長の妻が出たところ、男性の声で一方的に中傷してきたという。妻が身元を尋ねたところ「福岡」と言って切れた。

午後10時すぎまでに同じ男性とみられる電話がさらに2回あり、男性は「いつまであんたどま騒ぐとか」「あんたどんがこげんこつすっておかしゅうなっとたい」などと言い放った。会長は当時外出中だったため、翌日、電話機に表示された発信元の携帯電話番号を警察に連絡した。

会長宅にはその後、今月6日までに夜間や早朝に十数回、非通知の無言電話があった。会長は24日に面会予定の蒲島郁夫知事に水俣病への差別や偏見の解消に取り組むよう申し入れる考えだ。

水俣病に関する人権問題に詳しい熊本学園大水俣学研究センター長の花田昌宣教授は「水俣病問題が徐々に理解され、最近では差別事案が表面化することがなかった。悪質な行為としか言いようがなく、行政などと一体で解決する必要がある」と話している。

（河野潤一郎）

拘束の元同級生に遺棄容疑で逮捕状

准看護師事件

大阪市西成区の准看護師岡田里香さん(29)の遺体が東京都内で見つかった事件で、西成署捜査本部は7日までに、死体遺棄の疑いで、中国で身柄を拘束された元同級生で日系ブラジル人の女(29)の逮捕状を取った。捜査関係者が明らかにした。

遺体が見
人吉市

熊本・女子高生不明事件の経過

女子高生が警察に通報した。

女子高生から事情を聴い

出典：「西日本新聞」2014年6月8日、朝刊、33面

水俣病救済「終わった」

チッソ社長発言 患者会「冒瀆だ」

水俣病の公式確認から62年を迎えた1日、水俣病犠牲者慰霊式が熊本県水俣市の「水俣病慰霊の碑」前で営まれた。参列した原因企業チッソの後藤舜吉社長(83)が式後の取材に、水俣病被害者救済法（特措法）に盛り込まれた事業子会社JNC株売却要件の一つである「救済の終了」について「異論はあるかもしれないが、私としては救済は終わっている」と述べた。現在も患者認定を求める人がおり、訴訟も続いていることから患者・被害者団体からは批判の声があがっている。

後藤社長は、JNC株の売却について「ぜひやりたいと思っています」と意欲を示した。チッソはこの株を売却した後、会社の清算が可能になるため補償の主体が消えるとの懸念が患者・被害者団体にある。水俣病の「最終解決」を掲げる特措法では「市況の好転」と「救済の終了」を条件に、環境相の承認を得てJNC株を売却できる手続きが盛り込まれている。今回の発言を受け、中川雅治環境相は「現時点で救済の終了とは言いがたい」との見解を示した。

後藤社長は取材に「救済とは特措法による救済という意味。あたうかぎり（可能な限り）広く救済したわけです」と答えた。特措法に基づく救済策は2014年に対象者の判定が終わっている。後藤社長は現在も続く訴訟の原告らを念頭に「いろいろ紛争がありますけども、その広い範囲の救済にもかからなかった人たちですから」とも述べた。

原告らが所属する水俣病不知火患者会の元島市朗事務局長は「被害者が救済を求めて裁判を続ける現実を見ていない。被害者に対する冒瀆（ぼうとく）だ」と批判した。（田中久稔、奥正光）

◇

この日の慰霊式には患者や遺族、中川雅治環境相ら約680人が参列した。水俣病は1956年5月1日、水俣保健所に届けられ、公式確認された。2282人の認定患者のうち1931人（4月27日現在）が亡くなった。患者以外でも、水俣病被害者の辛苦を「苦海浄土」につづった作家の石牟礼道子さんが2月、鬼籍に入った。

デジタル版に動画

2018年5月1日慰霊式後のチッソ社長発言

現在もつづく訴訟の原告らを念頭に

「いろいろ紛争がありますけれども、その広い範囲の救済にもかからなかった人たちですから」と発言。

出典：朝日新聞朝刊、2018年5月2日

まとめ

不知火海沿岸の漁師たちの
水俣病発生以前の漁業は小規模であった。
それゆえに「魚をとっても売れない」状態になる
ととたんに生活が困窮した。このことの重み

不知火海沿岸住民は、被害を訴えることすらまま
ならない歴史のなかで生きてきた。
現在認定申請し、棄却される理由をみると「同居
家族内に水俣病認定患者がいない」ことを理由の
ひとつとしている。この理不尽さ

「加害者」は明確になったが、「被害者」は未だ
全貌が明らかになっていない。「紛争」と認識さ
れているなかで、あなたは訴えることできますか